

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社コンシェルジュ
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事（般・特－２）第 461362 号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、管、夕、鋼、筋、舗、し、板、ガ、塗、防、内、絶、園、具、水、解

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和 6 年 3 月 17 日
根拠法令	建設業法第 29 条の 2 第 1 項
処分の内容	建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
処分の原因となった事実	<p>当該建設者の営業所の所在が確知できないため、その旨を令和 6 年 2 月 16 日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から 30 日を経過しても当該建設者からの申出はなかった。</p> <p>このことは、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当する。</p>

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。